

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 322,700	円 350,600	円 439,700	円 584,700	円 790,300	円 1,024,400	1 付加利用料金  入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額  2 電気料及び暖房料 (1) 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には
		休日	1階のみ使用	264,800	287,400	360,500	479,300	647,900	840,100	
		その他の日	1階及び2階を使用	268,300	292,100	376,800	486,300	668,800	862,900	
		その他の日	1階のみ使用	220,200	239,600	309,000	398,900	548,700	708,000	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	91,700	100,200	125,300	167,300	225,600	292,400		
		その他の日	76,600	83,500	104,300	139,100	188,000	243,400		
附属展示場		土曜日及び休日	60,400	67,400	83,700	112,600	151,200	196,400		
		その他の日	50,700	56,300	70,100	93,400	126,400	163,500		
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）	27,450	29,500	37,100	49,350	66,650	86,450		
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）	22,600	24,700	30,850	41,150	55,600	72,000		
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）	12,430	13,590	16,970	22,630	30,580	39,600		
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）	10,560	11,360	14,360	18,890	25,740	33,190		



第1ロッカー室	1,230	1,360	1,650	2,180	3,010	3,840	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)においては、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,230	1,360	1,650	2,180	3,010	3,840	
第1シャワー室	520	520	700	930	1,220	1,630	
第2シャワー室	520	520	700	930	1,220	1,630	
特別室	1時間までごとに2,730円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合には主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合には普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事 場	A会議室	円 8,370	円 9,190	円 11,400	円 15,240	円 20,590	円 26,630	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	5,080	5,500	6,880	9,190	12,380	16,070	
	C会議室	1,130	1,130	1,530	1,920	2,630	3,430	
会議 場	特別会議室	34,480	37,640	47,060	62,740	84,700	109,800	
	第1会議室	6,900	7,520	9,400	12,540	16,920	21,940	
	第2会議室	9,190	10,030	12,550	16,750	22,590	29,290	
	第3会議室	17,270	18,800	23,520	31,370	42,330	54,900	
	第4会議室	34,480	37,640	47,060	62,740	84,700	109,800	
	第5会議室	17,270	18,800	23,520	31,370	42,330	54,900	
	第6会議室	9,190	10,030	12,550	16,750	22,590	29,290	
	第7会議室	10,350	11,300	14,100	18,800	25,410	32,900	
	第8会議室	18,410	20,070	25,090	33,460	45,160	58,560	
	第9会議室	34,480	37,640	47,060	62,740	84,700	109,800	
第10会議室	20,690	22,570	28,230	37,640	50,800	65,870		
特別室	1時間までごとに2,730円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合には、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催事 場	舞台 設備	せり上げ舞台	1式 円 13,720	
		演台	1卓 590	花台を含む。
		舞台用幕	1式 6,870	
	音響 設備	放送設備	1式 4,390	20チャンネル音響調整ワゴン、マイクロホン1本付き
		演奏ワゴン	1式 2,480	マイクロホン2本付き
		コンパクトディスクプレーヤー	1台 1,050	
		ミニディスクプレーヤー	1台 1,050	
		DVDプレーヤー	1台 1,050	
		はね返りスピーカー	1組 760	
		マイクロホン	1本 590	
		携帯用拡声器	1式 820	マイクロホン2本付き
	照明 設備	フットライト	1列 760	
		アッパーホリゾントライト	1列 1,180	
		ロアホリゾントライト	1列 590	
		ボーダーライト	1列 930	
		サスペンションライト	1列 1,180	
		シーリングライト	1列 1,830	
		シーリングライト (リング上)	1列 930	
		スタンド式ライト	1組 320	
		クセノンピンスポットライト	1台 6,440	
	映像 設備	ビデオカメラ	1台 1,960	
		WEBカメラ	1台 1,960	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台 1,010	
スクリーン		1台 540		
スポ ーツ 用具	テニス用具	1式 700	ボール及びラケットを除く。	
	バレーボール用具	1式 700	ボールを除く。	
	バドミントン用具	1式 440	シャトルコック及びラケットを除く。	

等	卓球用具	1 式	870	ボール及びラケットを除く。	
	電光表示盤	1 式	6,140	2 面 1 式	
その他	ピアノ	1 台	4,670		
会議場	音響設備	マイクロホン	1 本	590	
		無線式音声受信機	1 台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,050	
		DVDプレーヤー	1 台	1,050	
		携帯用拡声器	1 式	820	マイクロホン 2 本付き
	照明設備	ピンスポットライト	1 台	1,620	
	映像設備	液晶プロジェクター 1	1 台	3,380	スクリーン (200インチ) 付き
		液晶プロジェクター 2	1 台	910	スクリーン (100インチ) 付き
		プラズマディスプレイ 50型	1 台	1,290	
		液晶ディスプレイ 65型	1 台	1,290	
		ビデオカメラ	1 台	1,960	
		WEBカメラ	1 台	1,960	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,540	
		スクリーン	1 台	540	
	その他	レーザーポケットマーカー	1 台	130	
		ポータブルステージ	1 台	480	
インターネット設備		1 式	540		

備考 1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

## 2 利用料金の適用年月日

令和8年4月1日